



J A F 公認・準国内競技
2018 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA

大会特別規則書

開催日 : 2018 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA
 2018年9月23日(日) 公式予選・決勝レース

開催場所 : 筑波サーキット

主催 : ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)

プロモーター : 株式会社 エヌ・スポーツ

公認 : 日本自動車連盟 (J A F)

後援 : 下妻市

承認 : JMRC 関東レース部会

協力 : (財)日本オートスポーツセンター
 ビータトロフィーレースアソシエーション (VTRA)
 ALL FOR ONE RACING ASSOCIATION(A.F.O.)
 セブンレースアソシエーション (SRA)
 Legend Cars Japan(LCJ)

公 示

本競技会は、日本自動車連盟 (JAF) 公認のもとに国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF 国内競技規則、とその付則並びに、筑波サーキット 4 輪一般競技規則書、本競技会特別規則書により準国内競技として開催される。

本規則には、JASC 発行の「筑波シリーズ規定」、SRA 発行の「ケータハムカップスーパーセブンレース規則」、VTRA 発行の「VITA Trophy 規則書」、AFO 発行の「P-FR/AE86 Race 規則書」、「マーチ・レース規則書」、「GT66 規則書」、「86/BNR N1 規則書」、「GT66 DASH 規則書」が含まれる。

第1条 競技会の名称 : 2018 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA

第2条 オーガナイザー :

ニッサンスポーツカークラブ (SCCN) 代表者 山梨 一成
 所在地 東京都品川区西五反田 8-8-16 五反田高砂ビルニュースカイMS 903
 TEL 03-6421-7967 FAX 03-6421-7968

第3条 競技会組織委員会 :

委員長 山本 修二
 委員 安藤 康彦 安斎 友望

第4条 競技会審査委員会 : 委員長 藤本 康孝 委員 関根 基司

第5条 競技執行役員 : 競技長 三好 隆幸

副競技長 山本 修二 安斎 友望
 コース委員長 山本 修二 計時委員長 金塚 隆一
 技術委員長 鈴木 明良 救急委員長 船崎 克典
 医師団長 渡辺 善徳 事務局長 山住 俊浩

第6条 開催場所 : 筑波サーキット (1周 2.045km) 茨城県下妻市村岡乙 159

TEL 0296-44-3146

第7条 開催日 : 2018年9月23日(日) 車両検査・予選、決勝

第8条 レース区分、周回数、決勝出走台数 :

レース区分	略称	周回数	完走周回数	決勝出走台数
JAF 地方選手権筑波 S-FJ	S-FJ	18 周	16 周	30 台
筑波ツリノグ カー TTC1600	TTC1600	15 周	10 周	30 台
筑波ツリノグ カー TTC1500	TTC1500	15 周	10 周	30 台
筑波ツリノグ カー TTC1400	TTC1400	15 周	10 周	30 台
P-FR	P-FR	15 周	10 周	30 台
A E 8 6	AE86	15 周	10 周	30 台
8 6 / BRZN1	86/BNR	15 周	10 周	30 台
マーチレースシリーズ	MARCH	15 周	10 周	30 台
G T 6 6	G T 6 6	15 周	10 周	30 台

レース区分	略称	周回数	完走周回数	決勝出走台数
V I T A	V I T A	15 周	10 周	30 台
スーパーセブン	セブン	15 周	10 周	30 台
GT66 DASH	GT66 DASH	15 周	10 周	30 台

*参加台数が決勝出走台数より多いクラスはコンソレーションレースを実施する場合がある。その場合は、公式通知で示される。
 *参加台数が少ない場合は他のクラスと混走になる場合がある。
 P-FR & AE86、マーチ & GT66 は混走別表彰とする。他のクラスも混走の場合別表彰となる。

第9条 参加車両 :

- 本競技会への参加を許される車両は、2018 年国内競技車両規則に従った以下の車両とする。
 - スーパー FJ レース : 2018 国内競技車両規則第 11 章スーパー FJ に合致した車両。
 - 筑波ツリングカー TTC1400/TTC1500/TTC1600
国内競技車両規則第 3 章公認車両および登録車両に関する一般規定、第 4 章公認車両および登録車両に関する安全規定に準拠し、第 5 章量産ツリングカー (N1) および筑波シリーズ規定に合致する車両。
 - P-FR レース : JAF 国内競技車両規則第 1 章第 1 条 N1 : 量産ツリングカーで第 3 章公認および登録車両に関する一般規定、第 4 章公認および登録車両に関する安全規定に準拠し、改造の限度は第 5 章量産ツリングカーに許される改造。
 - AE86 レース : A.F.O. 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。第 3 章最低重量は 830kg、窓ガラスは他の透明な材質に変更することが出来る。
 - 86/BRZ N1 : A.F.O. 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。
 - マーチレースシリーズ : A.F.O. 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。
 - GT66 レースシリーズ : A.F.O. 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。
 - GT66 DASH レース : A.F.O. 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。
 - VITA Trophy : VTRA 発行の「VITA 規則」の車両規定に合致する車両。
 - スーパーセブン : SRA 発行の「レース規則」の車両規定に合致する車両。
- 参加車両規定の補足規定

- 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 15 条 10. に記載の通り、カメラ(ビデオ)等の搭載は競技会事務局に届ける必要がある。尚、公式車両検査時に取付方法等の検査を受けること。
- P-FR/AE86 レースの参加車両はロールバー及びロールケージの運転席側と助手席側にサイドバーを取り付けなければならない。材質及び、連結方法は J A F 国内競技車両規則第 4 章に準拠すること。その他のレース区分の参加車両は、本大会特別規則付則当該レース区分車両規定に準拠すること。
- シャシーの構成要素であるフレーム及びサブフレームは一切変更、改造、切除を行ってはならない。
- 国内競技車両規則第 5 章量産ツリングカーの規定に従って車両の部品交換を行った場合はパーツリスト、カタログ、パンフレット等のコピーを改造申告書に添付しなければならない。車検時において部品番号及び部品名称がこれらの文書により現品と照合、確認できない場合は失格とする。
- 排気音量規制 : 本大会への参加車両は下記の規定による排気音量規制に合致しなければならない。
 - 排気音量の検査方法 : 国内競技車両規則付則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」による。
 - 各レースの排気音量規制値 : 上記 (1) の検査方法に基づく距離 3 m の排気音量規制値は下記の通りとする。
 N 1 9.0 db(A) 以下
 NR-A / ワンメイク シリーズ規定による

第10条 参加申込 :

- 受付期間 : 8月20日(月)~9月3日(月)
- 受付場所 : ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)
 住所 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16 五反田高砂ビル 903
 TEL : 03-6421-7967 FAX : 03-6421-79686
- 提出書類

- 参加申込書、保険加入申込書又は、保険加入済申告書 (参加申込書裏面)
- 車両改造申告書又は、車両仕様書 : いずれも所定の書式に必要な事項を記載、署名捺印の上、受付期間内に申込むこと。
- 参加受理又は拒否の通知 : 参加申込みの受付締切後に、エントラント宛参加受理又は、参加拒否の通知を発送する。参加申込受理後の参加取消は参加料を返還しない。参加を拒否されたエントラントに対しては、事務局手数料 2,000 円を差し引いて参加料、保険料は返還する。
- 車両名称は、筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 13 条に従うこと。ワンメイクで規定があればそれを優先する。

- 例、○○○○ シルビア
 漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、点等全て 1 文字と数える。
- エントラントは筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 2 章を周知徹底させておく義務があり、万ードライバー及びピットクルー、招致したゲストが規則違反した場合、事故を起こした場合、事故に遭遇した場合は、その責任を負わなければならない。

第11条 参加料、保険料 :

- 参加料 (1台につき)

	クラブメンバー	
S-FJ / TTC1400/TTC1500/TTC1600	4 3, 2 0 0 円	--
VITA Trophy	4 3, 2 0 0 円	--
P-FR 及び A E 8 6, 8 6 / BRZ レース	4 4, 2 0 0 円	--
マーチレースシリーズ・GT66 レース		
GT66 DASH	3 8, 8 0 0 円	3 5, 8 0 0 円
ケータハムカップスーパーセブンレース	協会規定による	
	*参加料はすべて消費税 (8%) を含んだ金額です。	

- 保険料 (未加入者)
 ドライバー・ピットクルー 各々 2 0 0 0 円 / 年
 (スポーツ安全保険の会員になって頂きます。)
 *スポーツ安全保険または類する保険に加入している場合は、不要。
 但し、その旨を申告すること。
 *ドライバーは 900 万円以上、ピットクルーはそれぞれ 400 万円以上の保険に加入しなければならない。既に加入済のものは、その旨を定められた書式によって申告するものとし、加入保険金額が上記の額に満たない者はその不足分について必ずオーガナイザーが指定する保険に加入しなければならない。
- 保険金の支払 : 保険金の支払は、各保険会社、共済会の支払い方法に基づく。

第12条 参加資格 :

- エントラントは、2018 年度有効な JAF 発給のエントラント許可証の所持者であること。
- ドライバーは、2018 年度有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者であること。20 歳未満のドライバーは、参加申込書に親権者の署名捺印をし、承諾書を提出すること。
 - スーパー FJ : 2018 年日本レース選手権規定第 3 章「地方選手権」第 19 条「ドライバーの参加資格」に該当する者。
 - TTC1400/TTC1500/TTC1600 : 2018 年度有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者。
 - VITA : VTRA 発行の「規則書」による。
 - マーチ、GT66、GT66 DASH、AE86、P-FR、86/BRZ : A.F.O. 発行の「規則書」による。
 - スーパーセブン : SRA 発行の「規則書」による。
- ピットクルー
 - 競技に参加が許されるピットクルー : 18 才以上でエントラントに指名登録された者で、保険手続きが完了した者でなければならない。スポーツ安全保険 (2000 円 / 年) に加入すること。

第13条 車両仕様書 :

参加車両は、変更又は改造の詳細を (規定の範囲内で変更を行っている場合であっても) 車両仕様書に記入し、参加申込みの時に提出しなければならない。これを怠ったり、虚偽の内容であることが判明した場合は、参加を拒否されるか、失格とされる場合がある。但し、車検 1 時間前までに車両仕様書の修正あるいは再提出ができる。

第14条 公式車両検査 :

- 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 3 章を参照のこと。
- 公式車両検査を受ける参加車両 (NR-A の車両は各規則による) の燃料は、全て抜

き取られていなければならない。

3. ドライバーは筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 4 章第 20 条 3. で耐火性の装備を装着しなければならないが、アンダーウェア・ソックス等装着は推奨とする。

第 15 条 競技番号：

1. 参加車両は、競技会事務局によって定められた競技番号を付けること。尚、競技番号の決定に対する特別な要求は受け付けられない。
2. 記入方法は、筑波サーキット一般競技規則書第 3 章第 10 条を参照のこと。但し、各レース区分の規定に定められたものはその規定に従わなければならない。

第 16 条 ピット作業：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 5 条 3. のピットクルーにより筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 38 条のピット作業の規定が遵守されること。ピット作業はピットエリア内で行われることをいう。
2. 安全のため、サインボードはピットボックスより出され、ピットエリアで出しはならない。
3. ピットボックス内の喫煙（喫煙は所定の位置のみとする）、その他火気は一切厳禁されると共に、登録されたピットクルー以外のものが、ピットボックス内に立ち入ることも禁止される。これらに対しては、消火器その他のピットボックス内の機材の保全と共に、当該チーム監督が管理にあたるものとする。
4. 予選・決勝終了後は速やかにピットボックスを明け渡さなければならない。これに違反した場合は罰則の対象とする。

第 17 条 ピットレーンの速度規制：

筑波サーキットのピットレーンの通過制限速度は 4 0 km/h 以下となっている。

第 18 条 公式予選：

1. 公式予選はタイムトライアルによって行い、以下の方法によってスターティングポジションを決定する。予選ベストラップタイムの上位よりレース区分に従った決勝出走台数を予選通過者とし、スターティングポジションをタイム順に決定する。但し、同一ベストラップタイムを記録した場合の先順決定は、ベストタイムを早く記録したものを優先し、ポールポジションは原則としてイン側とする。但し、予選を 2 組 (A、B) に分けて行う場合は、各組のベストラップタイム順にその組ごとのスターティングポジションが与えられる。ポールポジションは原則として 2 組を通じてベストラップタイムを記録した組をイン側とする。但し、各ワンメイク規則書に記載の場合はその方法となる。
2. 公式予選中は、ピットロード出口に緑/赤のライトが設けられる。車両は、緑のライトが点灯している時のみコースインする事が出来る。
3. 予選通過車が決勝出走台数に満たない場合は、競技長の判断と競技会審査委員会の承認によって予選不通過車に対し最後尾よりスターティンググリッドを与えることができる。但し、そのドライバーは、出走喫願書(手数料として 1 件 1 0, 8 0 0 円)を競技会事務局に提出しなければならない。

第 19 条 車両交換及びドライバーの変更：

1. 参加申込正式受理後の車両交換は、参加車両に故障、破損等はやむを得ない事情がある場合に限り、その理由を付して変更手数料(1 0, 8 0 0 円)を添え競技会事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を得た上でその車両が公式車両検査時間内に合格していなければならない。但し、本規則に定める規定に一致した同部門同クラスであること。
2. 参加申込正式受理後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やむを得ない事情がある場合に限り、公式予選日の参加確認時まで、その理由を付して変更手数料(1 0, 8 0 0 円)を添え、競技会事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。但し、ドライバー変更は、同一エントラントの場合でのみ変更が可能となる。

第 20 条 車両保管：

1. 公式予選に通過した車両は、指定の保管場所(車両待機場所)に必要な時間保管される場合がある。
2. 保管場所(車両待機場所)からの車両の出し入れは、すべて競技役員の指示に従わなければならない。
3. 保管中の車両をエントラント(ドライバー)が修理あるいは点検する場合は、その理由を所定の文書に記入し、手数料(1 0, 8 0 0 円)を添え、競技会事務局に提出し、技術委員長の承認を得た上、所定の時間内に行うこと。但し、持出した車両の再検査は出走前点検の以前に終了していること。

第 21 条 スタート：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 6 章による。
2. スタート方式：スタンディングまたは、ローリングスタートとする。
3. グリッド：全レース、スタaggerドとする。
4. フォーメーションラップ
5. スタート合図
 - (1) 全レースのスタート合図はシグナルランプによる。
スタンディング 赤点灯→消灯(消えた際がスタートとなる)
ローリング 赤点灯→緑点灯(緑点灯でスタートとなる)
 - (2) スタート合図後 1 0 秒を経過してもスタートできない車両は、競技役員の指示に従って自己のピットまで押し戻し、修理の後レースに参加できる。

第 22 条 競技中(レース中)の規定：

1. 筑波競技規則第 8 章による。
2. ドライバーは競技車両を走路に沿って押し進めたり、あるいは車両を押し進めてコントロールラインを超えてはならない。
3. セーフティーカー：国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の規定を適用する。
4. レースの中断及び再スタート
 - (1) 安全を確保の為緊急にレースを停止させる必要がある場合は、競技長の決定によりスタート/フィニッシュラインに於いて赤旗を表示する。赤旗の表示と同時に監視ポストでも赤旗が表示される。ドライバーは直ちにレース(競技)を中止し、細心の注意を払いながら最徐行で移動し、赤旗ラインで停止しなければならない。赤旗ラインは筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 40 条コントロールラインの 1 m 手前(ピットロードも含む)とする。

第 23 条 レース終了・レース終了後の車両保管・再車検：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 8 章第 45 条による。

第 24 条 レースの延期・中止・短縮：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 8 章第 42 条による。
 - 1) 保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により競技会の延期、中止及び短縮を行う。中止の場合は参加料を事務局手数料を差し引いて返還する。
2. 各レース区分の参加申込台数が 10 台に満たない場合は、そのレースの挙行を中止、レース区分の合併、レース距離の短縮を行う場合がある。

第 25 条 公式通知：

1. 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則及び、エントラントへの指示事項は公式通知によって示される。

第 26 条 抗議：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 9 章による。
2. 抗議は文書により行い抗議料として 1 件につき 2 0, 9 0 0 円を添え競技長宛とし、競技会事務局に提出しなければならない。
3. 役務に付いている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合であってもそれとは関係なく自己の権限と役務を正当に執行する。
4. 参加車両に対する抗議は、1 ヶ所に付き 1 件とし、抗議対象となる個所を明確に記入すること。抗議によって必要とされる車両の分解費用等は、その抗議が却下された場合は抗議提出者が、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。またこの車両の分解等に要した費用は技術委員長が算出する。

第 27 条 抗議の制限・裁定：

1. 筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 9 章第 47 条による。
2. 車両または、ドライバーに対する抗議は、その競技スタート 1 時間前までとする。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、関係当事者に通告後、公表される。
4. 競技会審査委員会において審議の結果、ただちに裁定が下されない場合は発表の日時と場所を明示して裁定を延期する。

第 28 条 賞典：

1. 競技結果にしたがって以下の賞が授与される。
 - 1) スーパー-FJ/TTC1400/TTC1500/TTC1600、AE86、P-FR、86/BRZ、VITA、GT66、GT66 DASH、スーパー7、

	オーガナイザー賞	JAF 賞
優勝	トロフィー	メダル
2 位	トロフィー	メダル
3 位	トロフィー	メダル

	オーガナイザー賞	JAF 賞
4 位	トロフィー	
5 位	トロフィー	
6 位	トロフィー	

2) マーチレース：

	オーガナイザー賞	JAF 賞	WAKO'S 賞	SEV 賞
優勝	トロフィー	メダル	商品	商品
2 位	トロフィー	メダル	商品	商品
3 位	トロフィー	メダル	商品	
4 位	トロフィー			
5 位	トロフィー			
6 位	トロフィー			

- 3) ご協賛会社のご提供による賞典は決定次第、公式通知に示す。各レースの賞金には消費税を含むものとする。

2. 賞の制限

- 賞金は、決勝出走台数により賞の制限を以下の通り行なう。
- 1) 決勝出走台数 1 2 台未満の場合は賞金額は 5 0 % とする。
 - 2) 入賞は 6 位を越えない決勝出走台数の 5 0 % (端数切捨) とする。
3. 順位の認定
順位の認定は周回数と最終のコントロールラインの通過順による。但し、J A F 選手権のレース区分は優勝者のレース距離の 90 % (端数切り捨て) その他は 70 % (端数切り捨て) に満たない者は順位の認定を行わない。
4. 但し、各シリーズ規則などで制限が有ればシリーズ規則による。

第 31 条 エントラント及び、ドライバーの遵守事項

筑波サーキット 4 輪一般競技規則第 2 章による。

第 32 条 損害の保証

1. エントラントは、参加車両及びその付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は各自が負わなければならない。
2. エントラント、ピットクルー、ドライバーはオーガナイザー及び競技会役員が一切の損害責任を免除されていることを承知しなければならない。競技会役員は、その役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、役務遂行によってエントラント、ドライバー、ピットクルーが負傷又は、死亡し、あるいは車両の損害が発生した場合であってもオーガナイザー、競技会役員は一切の責任を負わない。

第 33 条 本規則の解釈

本規則、筑波サーキット 4 輪一般競技規則及び、本競技会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈について疑義が生じた場合、エントラントは文書によって異義申立てが出来る。これに対する回答は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとする。

第 34 条 本規則の違反

本規則、筑波サーキット 4 輪一般競技規則に対する違反の裁定は、競技会審査委員会が行い訓戒、罰金、黒旗によるペナルティストップ、ピットストップ、ドライビングスルーペナルティー、周回数の減算、タイムの加算、出場停止、失格等が違反の軽重によって適用される。

以上

本規則は J A F に提出中です。許可が下り次第正式な規則となります。

2018 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA
競技会組織委員会